



梅ヶ枝中央法律事務所
わだち 第53号
2026年 夏号

▶ 巻頭言	大森 剛 2
▶ 共同代表挨拶	犬飼 一博 3
▶ 南森町事務所開設	松嶋 依子 4
▶ 新人紹介	
皆様よろしくお願いたします	古谷 彰務 6
仕事も趣味も全力で	山内健太郎 8
▶ 近況報告 ～パートナー就任のご挨拶を兼ねて～	
原点を忘れることなく	上杉 将文 10
「終生修行」	戀田 剛 10
ストイックさを失わずに	松久 僚成 11
▶ きずな育英基金便り	山田 庸男 12
▶ 税理士に聴く	東 圭一 13
▶ 改正法コーナー	
1 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律	戀田 剛 14
2 令和8年施行の主要な労働関係法改正について	深谷 祐 16
▶ 独禁コーナー	森田愛鈴奈 18
▶ 知財コーナー	甲斐 一真 20
▶ 判例紹介	久井 大輝 22
▶ 健康一口メモ	小杉 圭右 24

暑中お見舞い申し上げます

弁護士 大森 剛



2026年も半ばを過ぎましたが、国内外の情勢は極めて不安定で、閉塞感が拭えない不安な時代を迎えています。

まず中東では、米国とイスラエルによるイラン攻撃でホルムズ海峡が封鎖され、エネルギー供給や化学製品の原料となるナフサの不足が深刻化し、世界規模でサプライチェーンに大きな影響が出ています。このイラン攻撃は、表向きはイランによる核兵器開発阻止が目的とされていますが、実際はトランプ大統領が、イランの石油施設を支配し、自身の支持率向上を目論んだものだと評されています。

また、プーチンが掲げる大ロシア主義を背景として始まり、長期化しているロシアによるウクライナ侵攻についても、国際社会の支援体制や停戦に向けた模索が続いていますが、依然として出口の見えない状況にあります。

国内に目を向けると、高市総理が国会答弁で、中国による台湾への武力行使（台湾有事）が「存立危機事態」となり集団的自衛権を行使する可能性を示唆したことに対し、悲願の台湾統一のためには武力行使も辞さないとする中国が猛反発し、以来、日中関係は完全に冷え込んでおり、中国からの観光客が激減するなど、国内の産業にも影響が出ています。

このように世界では、各国が自国の利益を優先して、力による支配が横行し、罪のない各国国民が尊い命を失ったり、生活に支障がでるなど被害を受けるという構図が見てとれます。特に、民主主義のリーダーであったアメリカが、今や法の支配ではなく力の支配で世界での影響力を強めようとしていることには大きな懸念を持たざるを得ません。

仏教では「利他の心」を持ってと教えられます。これは、他者の利を図ることではいずれは自らの利に帰るといふ教えだと思えます。各国のリーダーが、この「利他の心」を持ち、互いに相手方の立場を尊重して対話を重ね、双方に利益のある解決を生み出す努力をすれば、今よりもよい世界になるのではないかと思います。残念ながら現実はそのようにはなっていないようです。

このように、国内外の情勢は不安定ですが、その一方で技術革新は進んでおり、特にデータとデジタル技術を活用して、製品、サービス、ビジネスモデル、組織文化そのものを変革し、競争上の優位性を確立するというDX（デジタルトランスフォーメーション）の重要性が叫ばれています。

司法の世界においても、DXの波が押し寄せ、我々弁護士の業務も様変わりしようとしています。

本年5月21日から、民事裁判が全面的にデジタル化されました。これは「三つのe」、すなわち、①インターネットを利用した訴状や証拠等の提出（「e提出」）、②裁判所が管理する訴訟記録にオンラインでアクセス（「e事件管理」）、③ウェブ会議システムを用いたweb口頭弁論や証人尋問（「e法廷」）が柱となっています。これによりペーパーレス化が実現し、裁判所に向く時間と労力が節約できるというメリットがある一方、現場の我々弁護士としては、特に裁判期日や証人尋問において裁判官や証人と直接顔を合わせなくなることで、表情や態度、その場の空気感などといった非言語情報を取得することができなくなってしまうというデメリットを感じます。古い考えなのかもしれませんが、裁判というのは生身の人間同士の営みであり、こうした非言語情報は、事件処理にとって非常に重要なものであると思っており、そうした情報が取得できなくなることで、血の通った裁判が行われなくなるのではないかと懸念しています。

また、最近では弁護士業務においてもAIが普及し始めています。AIにより、定型的な契約書のリーガルチェックや、判例、法令のリサーチが、高速化、効率化されており、当事務所でもAIの導入について議論をしているところです。こうしたAIが普及し、さらに高度化すれば弁護士そのものが不要になるのではないかと議論がなされることもあります。しかし、AIによる生成物には誤りが含まれる可能性があり、それをチェックするためには経験を積んだ法律家の存在が不可欠です。また、依頼者と人間関係を構築したり、事件処理において最適な戦略を構築し、相手方や裁判官と高度な交渉を行ったりすることは、AIでは行うことができないと思われれます。依頼者も相手方も裁判官もそれぞれ違う感情を持った人間であり、こうした人間を相手にするのも、やはりそういう感情を読み取ることでできる生身の人間たる弁護士でなければならないと思います。とはいえ、これからは単に法律の知識を持っているだけの弁護士はAIにより淘汰され、より高度なクリエイティビティを有する弁護士のみが生き残る時代になっていくのだらうと思われれます。こうした時代の流れに即応するためには、今まで以上に中堅・若手の弁護士の柔軟かつ積極的な発想が必要であるとの考えから、今般、犬飼一博弁護士が私と共同の代表社員に就任しました。当事務所としても、時代に適応するために業務のDX化に取り組みつつも、さらなる成長のために、生身の弁護士としてのスキルを磨いていきたいと考えています。

代表社員就任のご挨拶

弁護士 犬飼 一博



この度、2026年1月より、当法人の代表社員に就任いたしましたことを、この場をお借りしてご報告させていただきます。今後は、同じく代表社員である大森弁護士とともに、当法人に在籍する弁護士及び事務員含めた所員一同と連携して当法人の運営に取り組み、より一層皆様のご依頼に適切に対応できるような事務所を構築できればと考えております。

当事務所は、1973年に山田法律事務所として開設されて以降、今日まで、「依頼者に寄り添い、親しまれ信頼される存在であれ」という理念を大切にしてきました。私自身、そのような理念に共感し、依頼者にとって「身近な存在でありたい」という思いのもと、2012年から当事務所で執務を開始しました。

弁護士登録以降、一般民事事件や企業法務、家事事件など多種多様な案件のご依頼をいただき、そのすべてが自身の弁護士としての礎となっています。近時は、弁護士登録以降重点的に取り組んできた特許、商標、著作権などの知的財産分野に関する案件に加え、破産管財事件や成年後見、さらには企業や医療法人のM&Aなどにも精力的に取り組んでいます。

以前、ある依頼者から、「これまでお願いをしていた弁護士は、気軽に相談しにくかったが、犬飼先生は言葉を選ばず言うと『敷居が低く』、ちょっと確認したいときに気軽に電話やメールで連絡ができるので助かっている。」とのお言葉をいただいたことがありました。依頼者にとって「身近な存在でありたい」という私の思いを、依頼者にも感じていただけていると実感し、大変嬉しく思ったことを今でも覚えています。

他方、「依頼者に寄り添う」ということは、必ずしも「言いなりになる」という意味ではありません。時には依頼者にとって耳の痛い話をしなければならない場面もあります。しかしながら、それでもなお依頼者にとって最良かつ最善の結果となるような解決策を提示

することこそが、真に「依頼者に寄り添う」ということの意味であると考えています。

依頼者からのご相談内容は多種多様ですが、共通しているのはいずれもその依頼者にとって一大事であるということです。今後も、そのことを決して忘れることなく、どんな案件であれ誠心誠意向き合い、解決に向けて努めたいと考えています。

昨今は、社会情勢の変化に伴い、AIをはじめとする新たな技術革新、取引関係の複雑化、サステナビリティへの要請の高まりなど法的課題の高度化・専門化・多様化が進み、従来の法制度の枠組みでは対応が困難な問題も生じています。それにあわせて、当然、弁護士の在り方も変化が求められる時代となっています。

加えて、司法制度改革により、弁護士人口も増加し、2000年には約1万7000人だった弁護士人口が、2026年5月現在約4万8000人に増加し、弁護士の競争も激化する時代となっています。

民間企業では当然であった競争原理が、ようやく弁護士業界にも働くようになったとも言えますが、そのこと自体は、むしろより質の高い法的サービスの提供に向けて、弁護士業界そのものが切磋琢磨することを意味し、弁護士を選ぶ依頼者にとっても望ましい状況なのではないでしょうか。

そのような中で、当事務所としても、依頼者に選んでいただける事務所であるべく、多種多様な法的課題に対応できるように日々研鑽を積み、専門性を高め、差別化を図ることが重要と考えています。

当事務所は、今後も「依頼者に寄り添い、親しまれ信頼される存在であれ」という理念を大切に継承しつつ、さらに一段高い水準の法的サービスを提供できるよう、一意専心努めてまいりますので、何卒よろしくお申し上げます。

高齢者支援事業部門を立ち上げました ～南森町事務所開設のお知らせ～

この度当法人では、令和8年7月より、新たに**高齢者支援事業部門**を立ち上げ、当該事業の専門のオフィスとして、南森町事務所を開設することになりました。当職がその部門の責任者を務めることになりましたので、この機会に新事業の設立の背景や提供させていただくサービスの内容等をご紹介します。顧問先や取引先の皆様はもちろん、広く、本書をお読みの皆様、ご家族や周囲でお困りの方にとってもお役に立てれば幸いに存じます。

1 立ち上げのきっかけ

現在、日本は世界に類を見ない超高齢化社会を迎え、総人口に占める65歳以上の方の割合は約3割にも達し、今後もこの傾向は続いていくと見込まれています。そのような中、「年をとって、お金の管理が心配になってきた」、「ものもののときに頼れる人がいない」、「遺言や相続のことを、そろそろ考えなければ……」、当事務所でも、こうした悩みを抱えた高齢者の方々やご家族からのご相談が年々増えています。

加えて、日本では今、おひとりで老後を過ごす方も急増しています。親類はいらっしゃっても身近には頼れる方がおらず、「身内には迷惑をかけたくない」、「でも、一人では不安だ」という思いを抱えながら日々を送っている方も多くいらっしゃいます。

こうした状況の中、弁護士に対する社会的役割の期待も変化してきています。

これまでの「紛争解決」を中心とした業務にとどまらず、高齢者が安心して老後を過ごせるよう、ご存命の間から継続的に関わり、生活・財産・死後のことまでトータルにサポートする法的専門家としての役割が、益々求められるようになっていきます。

このような社会的ニーズに応えるべく、当法人は弁護士としての専門的知見を活かしながら、高齢者の方々が今後の人生も安心して過ごしていただけるよう、継続的に寄り添う支援体制を整えることを決意し、本部門の設立に至りました。

当職個人のことを述べさせていただくと、轍第18号(2008年新年号)の新人紹介文にて、高齢者の方への法的支援がしたいと、謂わば、宣言させていただいてから以降、約18年間に渡りスポット的にご高齢者の支援に関連するような相談、事件のご依頼を受けてきました。業務に携わる中で、お一人おひとりのご依頼者の方に、もっと寄り添い、身近な相談者、支援者として総合的なサポートができれば、その方が安心してより良い生活を送っていただけるのではないかとの思いを強く抱くようになりました。この度、当

法人で高齢者支援事業部門の設立に至ったことは、私個人としても万感の思いであり、ご依頼者のために、また、微力ながらより良い社会の実現に資するよう、一弁護士として益々邁進していく所存です。

2 新規事業の理念

当法人の高齢者支援事業は次のような理念に基づくものです。

【新規事業の理念】

現在すでに高齢者の方やこれから高齢者になる前に将来に備えておきたい方が、自分らしく充実した生活を過ごせることをめざし、当事業のリーガルサービスの提供を通じて、社会に貢献することをこの事業の理念としています。

- ◆弁護士だからこそできる、真の紛争予防とリーガルサービスを
- ◆他的高齢者支援業の方々との連携を通じて充実したサポートを
- ◆当事業専属スタッフによる、より思いやりのある寄り添い型サービスを

理念について、少し補足させていただきます。

まず、トラブルが起きてから対応するだけでなく、できる限り起きないように回避する、弁護士の専門性を活かした予防的サポートを提供することを想定しています。

また、介護・医療などの関係機関や、他的高齢者支援の専門職の方々と連携しつつ、法律面だけでなく生活全体をカバーするような支援をすることを目指しています。

そして、本事業には専属のスタッフを配置することにより、ご利用者様お一人おひとりの状況をしっかりと把握し、顔の見える関係の中で、丁寧に対応させていただく所存です。

3 サービスの内容

本事業が想定しているサービスの内容は以下のとおりです。

【主なサービス】

- ① 見守り契約（定期的な電話・面談でのご様子確認）
- ② ライフプランの検討（生活・財産の将来設計のご相談）
- ③ 財産管理契約・任意後見契約の締結とサポート
- ④ 遺言の作成支援・遺言執行
- ⑤ 死後事務委任契約の締結と死後の各種手続きの代行

どれかひとつだけでも、複数を組み合わせてご利用いただくことも可能です。「何から始めればよいかわからない」という方もまずはお気軽にご相談ください。

4 具体的にどのように用いるのか ～サービス利用の流れの一例～

本事業が提供するサービスの利用を検討されている方がおられるとして、サービスの流れを、ひとつの例でご紹介します。

【ステップ1】 見守り契約を結ぶ・ライフプランを一緒に考える

月に1回程度、電話や面談で様子をうかがいます。生活のこと、財産のこと、将来の希望などを、ゆっくりお聞きしながら、一緒にライフプランを考えていきます。



【ステップ2】 もしものときに備えて、財産管理・任意後見の準備をする

「一人でお金の管理が難しくなったら、どうしよう」という不安に備えて、財産の管理や生活上の手続きを誰がどのように担うかを、元気なうちに決めておきます（財産管理契約・任意後見契約の締結）。



【ステップ3】 自分が亡くなった後のことも、自分で決めておく

「財産を誰に遺したいか」「葬儀はどうしてほしいか」など、亡くなった後の手続きや財産の行方を、ご本人の意思に基づいて決めておきます（遺言・死後事務委任契約の作成）。



【ステップ4】 必要になったら、財産管理・任意後見を実際に開始する

判断能力が低下するなど、サポートが必要な状況になったとき、あらかじめ決めておいた財産管理契約・任意後見契約に基づいて、実際のサポートを始めます。



【ステップ5】 ご逝去後：死後事務・遺言の執行

亡くなられた後は、事前にご依頼いただいた内容に従って、葬儀・各種届出・手続きなどを代行し（死後事務委任の実行）、あわせて遺言の執行を行います。

5 弁護士だからこそできること

高齢者の方を支援する専門家は、弁護士に限らず、他士業の方など等、多様な方々がいらっしゃいます。それぞれの専門家が知験を活かし高齢者支援に携わっておられ、重要な役割を担っておられますが、当法人のような弁護士に頼むことのメリットは何でしょうか。

まず、皆様が持たれているイメージのとおり、弁護士は法的な紛争解決の専門家、スペシャリストであることに大きな特色があります。

高齢者を巡る紛争についていうと、例えば、相続に関連

してご親族間の対立と感情的対立の激化、認知症に乗じた財産の使い込みや悪質商法による被害、成年後見制度をめぐるトラブル、あるいは介護をめぐる家族間の意見の相違等が起こりがちです。実際、当職もこういった紛争のご相談や対応の依頼をいただくことも多くありますが、紛争を熟知しているからこそ、より有効な予防策を立てることが可能であると思っています。

また、万が一トラブルが生じた場合でも、ご本人の代理人となることができますので、紛争対応の場面でもご本人の支援者として対応させていただけることも、当事業をご利用いただくメリットといえます。

6 最後に ～元気なうちに考えてみましょう～

「自分はまだ元気だから」「家族に任せればよい」とお考えの方も多いかもしれません。でも、こうした備えは、元気なうちにしかできないことがほとんどです。

判断能力が低下してしまうと、任意後見契約を結ぶことも、自分の意思で遺言を作成することも、難しくなってしまいます。やはり、高齢者の方にとって、老後の備えは、早ければ早いほど、より多くの選択肢をご本人の意思で選ぶことができます。

当事業は、「ちょっと聞いてみようかな」という気持ちで訪ねていただける場所でありたいと思っています。私と一緒に今後のことを考えてみませんか？どうぞお気軽にご連絡ください。



弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所 南森町事務所

〒530-0054 大阪市北区南森町2丁目1番23号 藤原ビル503
TEL 06(7656)7568 FAX 06(7656)7569
担当 弁護士 松嶋依子
メールアドレス matsushima@umegae.gr.jp

新 人 紹 介



皆様よろしく お願いいたします

弁護士 古谷 彰務



皆様、はじめまして。令和8年4月より当事務所に加わりました、古谷彰務（ふるや あきむ）と申します。僣越ながら、この場をお借りしてご挨拶させていただきます。

1 私の生い立ち

私は、山口県に生まれ、高校まで地元で過ごしました。山口というとあまり具体的なイメージが浮かばない方も多いかもしれませんが、山口の魅力は豊富な自然だと思っています。日本三大カルストの1つに数えられる秋吉台カルスト台地をはじめ、自然と触れ合える場所が溢れており、私もそうした環境で思う存分遊ぶという田舎ならではの幼少期を過ごしました。

その後、大学進学を機に大阪で1人暮らしをはじめ、ロースクールも含めて6年間を大阪で過ごしました。それまでも大阪には年に数回訪れていましたが、憧れの地であった大阪に引っ越した時は非常に嬉しかったことを覚えています。

大阪で暮らす中で、自然と大阪で就職することを決めました。

2 私のスポーツ経歴

私は、幼少期より体を動かすことが好きで、様々なスポーツを経験してきました。

最初は水泳で、幼児クラスからはじめ、中学1年でスイミングスクールを辞めるころには競泳クラスに所属し、大会に出ることもありました。やめてから10年以上経った現在でもある程度泳げるので、体の記憶はすごいなと勝手に感心しています。

小学校からは野球を始め、中学卒業までの約8年間続けました。山口県の野球少年は、ほとんどが福岡ソフトバンクホークス派か広島カープ派に分かれるのですが、私は親の影響で山口では珍しいオリックスファンであり、大阪に行った際には京セラドームに観戦に行くこともありました。野球をやめると同時にプロ野球からも離れてしまい、その後オリックスが強くなったことで、継続

して応援しなかったことを大変後悔しました。

高校からは、心機一転ラグビーを始めました。当時の私は筋トレにも縁がなく、とてもラグビーをできる体格ではなかったので、まずは増量から始めました。山口県はラグビー人口があまり多くないので、チームメイトのほとんどが私のように初心者でしたが、皆で切磋琢磨しながら練習するうちに体格もよくなり、3年生時点では入学時と比べてかなり体重も増えていました。

良い指導者の方々や、チームメイトに恵まれたこともあり、3年生の時には全国大会である花園に出場することができました。主将として私が組み合わせのくじを引いたのですが、スタジアムでの開幕試合を引き当て、多くの観客がいる中でのキックオフとなりました。この時を超える緊張は未だに経験したことがありません。

現在も、筋力トレーニングのためにスポーツジムへは定期的に行くようにしています。

また、修習中にはゴルフと登山という新しいスポーツに挑戦しました。

ゴルフについては、野球の振り方が身についているせいかなかなかボールがまっすぐ飛ばず苦戦しました。その後練習を重ねるうちに徐々にではありますが上達しているように思います。今後も練習をしてスコアが100を切れるように頑張りたいです。

登山については、後述するように、私の修習地は松山であったことから、初めての登山は愛媛県にある石鎚山

（西日本最高峰！）になりました。さすがに初登山にはハードルが高いのではないかと思います。登山道もしっかり整備されており、無事登頂することができました。

きつい登りを頑張れば素晴らしい景色がまっており、更にきつい下りを頑張れば美味しいご飯と温泉が待っているという登山の魅力にすっかりはまってしまい、その後も石鎚山にもう一度登ったほか、鳥取県の大山にも足を延ばしました。

3 松山修習の思い出

私は、愛媛県の松山で修習生活を過ごしました。以前松山に旅行した際に、食べ物もおいしく、過ごしやすい環境だと感じたため、希望地としました。

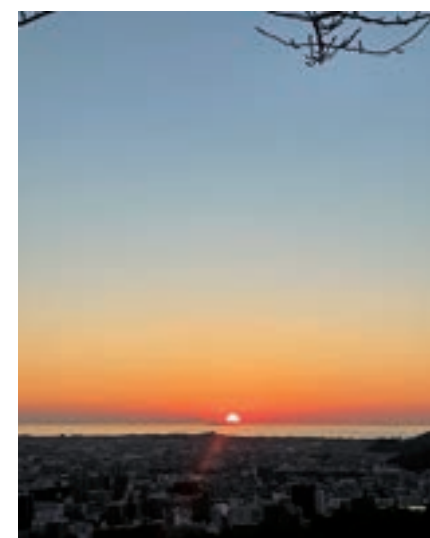
松山での生活は想像以上に充実しており、同期としまなみサイクリングをしたり、四国カルストをドライブしたり、石鎚登山をしたりと四国の自然を満喫しました。

また、松山の方々は法曹関係者をはじめ地域の皆様も大変温かく接してくださいました。そうした一面とは別に、祭りの時期になると何日間もかけて神輿が町を練り歩き、「鉢合わせ」といって神輿同士をぶつけ合う行事があるなど、熱気にあふれた部分もありました。

休日には松山の街を散歩することが多かったのですが、私が松山で一番好きな場所を挙げるとすれば、松山城です。町の中心に位置する小高い山の上にある松山城からは瀬戸内海を見渡すことができ、水平線に夕

日が沈んでいく様子は大変美しいものでした。その景色を見るために、終業後に何度も足を運びました。

松山での生活は10か月程度という短い期間でしたが、離れるときはとても寂しく感じました。今では松山は、私にとって第二の故郷です。



4 弁護士を目指したきっかけ

私は法学部出身ですが、入学時に弁護士になることを決めていたわけではありませんでした。もちろん、弁護士に興味はあったのですが、どのような職業なのか具体的なイメージを持てず悩んでいました。そのような折に、阪大OBの先生からのお誘いで法律事務所の事務員としてアルバイトをさせていただく機会を得ました。

弁護士の先生方の近くで仕事をさせていただく中で、法的知識を駆使して依頼者の悩みを解決する方法を考える弁護士という職業の魅力に気が付きました。また、それ以前の私にとっては、弁護士はとても固い職業というイメージだったのですが、実際は人の感情に向き合う、とても

人間味のある職業であることも知りしました。

そうした中で、私も弁護士になりたいと考えるようになり、司法試験に向けた勉強を開始しました。

5 今後の目標

まず、日々知識のアップデートを怠らないことを心掛けたいです。法律知識や判例はもとより、社会経済の最新の動向をチェックし、依頼者の様々なニーズに応えることができる弁護士でありたいと考えています。

また、依頼者の方の話に耳を傾け、その感情もくみ取った上で適切な助言ができる弁護士でありたいと思います。AIが発達した現代において、法律のリサーチをすることは以前よりも簡単になりました。そのような時代の中でも、依頼者の感情に寄り添い、困難な状況でもその支えとなり、解決に向けた手助けをさせていただくことは、生身の人間である弁護士だからこそできることであると考えています。

最後に、常にチャレンジ精神を忘れない弁護士でありたいです。私はまだまだ実務について学ぶべきことが多く、専門分野も確立できていません。今後も様々な分野の案件に関わらせていただき、常に自らの知見を広げ続ける姿勢を忘れないようにしたいです。

今後も全ての案件に誠心誠意取り組み、頼りがいのある弁護士になりたいと考えておりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



仕事も趣味も 全力で

弁護士 山内 健太郎



皆様、はじめまして。本年の4月1日より、当事務所に入所いたしました78期の山内健太郎（やまうち けんたろう）と申します。この場をお借りして、皆様にご挨拶をさせていただきます。

1 生い立ち

私は、大阪府の大東市で生まれました。生後すぐから、父親の仕事の関係で、韓国やアメリカで生活していましたが、私が5歳になる頃には日本に戻ってきました。その後小学校4年生のときに奈良県生駒市に引っ越すことになり、現在に至ります。

中高は、奈良県から大阪の清風南海学園に通っていました。毎日片道1時間半以上、満員電車で揺られながら通学していたことを思い出します。今思えば、部活動や勉強もしながらで、大変な生活だったなと感じるものの、それが今の自分の根幹をなしているのだと感じることもあり、その生活をサポートしてくれていた周囲への感謝の気持ちを忘れないことを肝に銘じています。

大学及びロースクールは、神戸大学に進学しました。大学入学以降は、

下宿をすることになったため、通学の大変さはなくなるかと思いきや、大きな壁がありました。その名も「登山」です。ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、神戸大学は山の中に存在しているため、山のふもとに下宿する場合、通学のために約2,30分登山することになるのです。バスを利用することもできるのですが、中高6年間を満員電車で通学し、公共交通機関に乗りたくなかった私は登山することを選択しました。ちなみに、山の上に下宿するとの選択肢もあったものの、山のふもとの生活に魅力を感じ、山のふもとに下宿することにしたため、こうして、私は大学及びロースクール時代の6年間、日々登山をすることになったのですが、そのおかげか、大学入試でなまりになまった体が多少元の状態に近づいたのではないかと思います。

司法修習時代は、福井で過ごしました。福井では、何よりも海鮮と日本酒を楽しみました。それまでは日本酒が苦手だったのですが、福井の「常山」という日本酒を飲んだ際に私の中で何かが変わり、それ以降は日本酒を美味しく感じるようになりました。福井というと、「黒龍」や「梵」が有名で、もちろんそれらも

美味しいのですが、福井に行かれた際にはぜひ「常山」を飲んでいただきたいです。また福井では、海鮮に限らず様々なおいしいお店を開拓したので、福井に行かれる際は、私にご連絡いただければ、おすすめのお店をご紹介できるかと思います。

2 弁護士を目指したきっかけ

弁護士を目指したきっかけとしては、まずはドラマの影響があります。中高時代に観た「リーガルハイ」というドラマに影響されて漠然と法曹に憧れ、大学の法学部に進学しました。「リーガルハイ」では、堺雅人演じる古美門弁護士の、「弁護士としてどうなの？」と感じるような手段を用いて依頼者に有利な結果を得るという冷徹な姿と、法律の話とは少し離れた社会の問題を熱く語る姿とのギャップに惹かれました。そして、大学の講義などを通じて弁護士の仕事を知る中で、時には日常生活で困っている人の助けになり、時には日本の経済活動を法的な側面から支えるという弁護士の幅広い業務内容に関心を持ち、弁護士を志すに至りました。

3 趣味

私の趣味は、釣りとサッカー観戦です。

釣りは、中高時代の友人と関西を中心に海釣りをしています。海釣りという一番には堤防からの釣りが

イメージされるかと思いますが、海釣りと言っても様々な種類があり、私は主に船やカセ（海上に固定された小舟やいかだ）の上からの釣りを楽しんでいます。釣りの醍醐味は、やはり魚がかかり、それを釣り上げる瞬間であることは間違いありません。そしてその興奮は、魚が釣れるまでの時間が長ければ長いほど高まるものでもあります。これは、ほかではなかなか得難い体験だと感じており、興味のある方はぜひ一度釣りを体験してみてください。海釣りに限らず、どのような種類の釣りでも、その興奮は体験いただけたと思います。また釣りの楽しみは、釣ることだけに限られません。釣りの後には、温泉に入り、魚が釣れた場合は釣った魚を食べるというイベントがあります。早朝から潮風を浴びて疲れ切った体には、温泉がとてつもなく沁みますし、自分で釣った魚はスーパーで買った魚とはまた違った美味しさがあるものです。こうした釣りの後の楽しみも含めて、皆様にはぜひ釣りを始めてみることをおすすめいたします。

サッカー観戦は、主に海外サッカーの試合を観戦しています。私のお気に入りのチームは、イングランドのマンチェスターユナイテッド（以下「ユナイテッド」といいます。）というチームです。元日本代表の香川真司も過去に所属していた世界的に有名なチームなので、チーム名を耳にしたことがある方もいらっしゃるかと思います。ちなみに私がもう

少し痩せていたころは香川真司に似ているといわれたこともありますが、それは私がユナイテッドを好きであることとは無関係です。今年の3月には、イギリス旅行に行き、念願であった現地観戦を行うことができました。中継では感じることはできない熱狂を直接感じることはできず、自分のユナイテッド愛を再確認することができました。ユナイテッドの試合は夜中または早朝にあるので、散々試合を見せられると、チームに失望しその日は憂鬱な気分になり、時間帯との関係で次の試合を見ることも億劫に感じるようになります。しかし、翌週の試合開始1時間前になるとスタメン発表をそれとなく確認して今日の試合に勝てるのかを考え、試合開始時にはipadの前でしっかり観戦態勢に入っている自分がいるのです。こうなってしまうと、



ユナイテッドから抜け出すことは困難であり、私はこれからもユナイテッドの試合を性懲りもなく見続けるのだろうと感じております。

以上の私の趣味の特徴は、朝が早いという点です。そのおかげか早起きにはあまり抵抗がないため（もちろんゆっくり寝るのも大好きですが）、最近は様々な朝活を試みていたと考えています。

4 最後に

上記の弁護士を目指したきっかけでも書きましたように、最終的には弁護士を志望することになり、晴れて司法試験にも合格し弁護士になったわけですが、私が弁護士になったことは運命だと感じています。「リーガルハイ」をみる前に、ドラマで「半沢直樹」をみた際には、銀行員に憧れ、大学は経済学部に行こうと考えた時期もありました。我ながらドラマに影響されすぎではないかとも思いますが、弁護士になった以上は、その職務を全うし、依頼者の利益のために全力をささげていく所存です。

最後になりましたが、これからも皆様から安心して任せられる弁護士を目指して日々精進してまいりますので、何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



近況報告

～パートナー就任のご挨拶を兼ねて～

原点を忘れることなく

弁護士 上杉 将文



平成26年に弁護士登録をした後、官公庁への出向を経て、本年度で弁護士としての生活も12年目を迎えることができました。これもひとえに普段からご厚意を賜っております依頼者の皆様からのご支援の賜物であると痛感する毎日です。さらには本年から当事務所のパートナー弁護士に就任することとなり、一層身の引き締まる思いです。

先にも触れましたとおり、私は2年間は近畿財務局に、2年間は証券取引等監視委員会に出向しており、その際には官公庁ならではの独特な文化に触れるとともに、いわゆる「社会人」としての経験も積むことができたことは本当に良い経験であったと思っています。

やはり「弁護士」というのは極めて特殊な職種で、社会人1年目の右も左もわからない若輩者であっても、周囲からは「先生」「先生」などと呼ばれて蝶よ花よと丁重にもてなされ、そのうちに自分があたかも何か偉い人間であるかのように勘違いし

てしまう者も実際に目にしてきました。自らはそうならないよう意識してきたつもりではありますが、今後でも決して驕ることなく謙虚に邁進していきたいと、常々そう思う毎日です。

さて、近況報告ということで、昨年ようやく箕面市にマイホームを購入することができました。箕面市と言えば「猿山」をイメージされる方が多いように、すぐ近くに山が見え、まだ田畑も残されている、とは言え私のような比較的若い世代が多く移り住む非常に活気に溢れる町です（市長が大学時代の友人なのですが大変複雑な気持ちです）。生まれてしばらくの間、私は大阪狭山市に住んでいたのですが、この市も「山」という文字を冠しているように、どこからでも金剛山が見える町で、私が幼少期の頃は田畑ばかりの大変のどかなところでした。

箕面市に移り住んだ現在ですが、通勤のために歩いていると近くに山が見え、それだけで何かとても懐かしく、落ち着いた気持ちになれる、最

近はそんな素敵な日々を送っています。これを糧としてまた一層奮起し

「終生修行」

弁護士 戀田 剛



たいと思っていますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

早いもので入所して11年目となりましたが、まだまだ甚だ若輩の身ですので、今後とも皆様のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

さて、この10年間を振り返ると、最初の数年間は、知財チームとして特許訴訟を複数担当しましたが（現在は、弁護士会知財委員会の副委員長を仰せつかっています）、途中から全く毛色の違う、独禁法・取適法（旧：下請法）・景表法といった競争法分野に関心を持ち、いつの間にか競争法チームとして、顧問先様のご相談等に日々対応しています。

また、多くのM&Aや法務監査で、業法の許認可等の調査を担当して参りましたが、現地の工場に赴くことが私の楽しみの一つです。工場の規制は、消防法、労働安全衛生法、電波法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、毒劇法、騒音規制法、振動規制法、フロン排出抑制法、化学物質排出把握管理促進法、土壌汚染対策法、廃棄物処理法、その他各地の条例etc…、企業活動を営む上では無視できない法令に溢れており、各案

件を通じて、事務所にいるだけではわからない生きた実務を勉強させていただきました。なお、この知識は、仕事以外であり役立ちませんが、道すがら倉庫にかかっている標識を見て、「あれは〇〇法で義務付けられているものだな」等とわかると少し嬉しいという利点があります。総じて、私なりの研鑽を積むことができたとても楽しい10年間でした。

仕事以外の近況としては、ずっと剣道に取り組んでいます。稽古や試合で知り合った方とのご縁で、出稽古したり、チームに混ざって団体戦に出させてもらったりと、節操なくじわじわと剣友を拡大しています。子どもの頃、面をかぶる際に頭に巻く手ぬぐいに「交剣知愛」とよく書いてあったものですが、社会人になって、この言葉の偉大さがよくわかるようになりました。ちなみに、私が卒業した剣道部の手ぬぐいには「終生修行」と書いてあります。

これからの10年間も、公私ともに、終生修行をモットーに精進して参ります。

ストイックさを失わずに

弁護士 松久 僚成



この度パートナーに就任しました松久と申します。

私は、2018年に当事務所に入所し、以来、東京事務所所属の弁護士として業務に従事して参りました。入所したての頃は、パートナーになることなど遠い未来のようにぼんやりとしか考えていませんでしたが、全く同じ事件というものは存在しないこともあって、毎日が新鮮で、気が抜けない日々を過ごしており、気がついたらここまで来ていたというのが正直な思いです。

もっとも、これまで、法律事務所内外を問わず、数多く、幅広く、経験を積んで参りました。一般的な法律事務所の弁護士としての仕事はもちろんのこと、私自身は、大学で教鞭を執ったり、リモートによるものも含めて半ば出向のような形で他社の業務に従事したりすることもありますし、弁護士会の委員会活動などにも携わっています。

入所当初から、「1年目であろうと弁護士というプロであることに変わりはない」という気持ちで参りましたが、パートナーに就任したから

には、これまでの経験を活かすとともに、これまで以上に責任感をもって事件に向き合って参る所存です。

私は、30代に突入して久しく、いつの間にか「若い」とは言い難くなったことにうっすらと恐怖を感じておりますが、現在のパートナーの中では一番若く、一社会人としても、まだまだ未熟な面がございます。

他方で、ただの飲み会のためだけに新幹線に乗って大阪に行くような、フットワークの軽さも私の特徴の一つです。また、私自身は、メンタル的にもフィジカル的にも、スタミナがある方だと自負しています。

現在はボクササイズに通っており、その度に拳を真っ赤にするほどサンドバッグを殴って自分自身を追い込んでおりますが、仕事においても自分を甘やかすことなくストイックに取り組み、不利であると思われても、前例がない事案であっても、あらゆる角度・次元から検討して、依頼者の皆様の本当のニーズに応える努力を惜しまず、日々精進いたしますので、今後ともよろしくお願いいたします。

Update and Announcement of My Appointment as Partner

人生のターニングポイントとは

代表理事 山田 庸男



アメリカのトランプ大統領は、昨年1月就任時には「ウクライナ侵攻は数日で終わらせる」とか、「私が就任中は戦争を絶対起こさない、ノーベル平和賞を受賞できる資格がある」とか大放言を吐きながら、その後の行動では、全く反して、民主主義の根幹である平和や人命の尊重を軽視し、現在まで国際秩序を破綻させて世界の対立や分断を図ってきました。最近でもトランプ政権は、ベネズエラの大統領を力づくで拉致し、自国の影響下に置くことを企て、さらに2月28日には、イスラエルとともにイランの最高責任者らを暗殺して大規模な戦闘作戦を仕掛け、全面戦争の様相となり、いまだに終息の見通しが立っていません。ホルムズ海峡の閉鎖は、石油不足により一層の物価高に拍車をかけており、まさに力で制圧しようとするトランプ大統領の言動は常軌を逸しており、秋の中間選挙でアメリカの良識が問われていると思います。

本基金は、ひとり親家庭で育ち、潜在的能力がありながら経済的窮境のなかで能力を十分開花できていない子どもたちにチャンスを与え、次世代のリーダーとして活躍するために未来を拓く基金として支援活動をしてきました。しかし、現在のような緊迫した国際情勢のなかで、次世代を担う子どもたちに夢と希望を語ることができるでしょうか。甚だ疑問です。

さて、本基金では4月に、13名の中学3年生が高校に、26名の高校3年生が大学等に進学し、これまでの卒業生は251名となりました。3月27日開催した春の交流会では、高校、大学等への進学者に対し全員で卒業祝いをするとともに、第一部の講演では、私の知人でもある社会起業家吉野慶一さんが「ターニングポイ



春の交流会の様子

ントーYour life is your hands—」と題し、自らの体験をもとに、人生には必ずターニングポイントとなる出会いがあることを熱く語ってくださいました。吉野さんは、慶應大学、京大大学院へと進学し、その後オックスフォード大学にも留学して外資系の金融機関でアナリストとして就職しながら、他方では世界各地の僻地を、リュックを背負いながら一人旅を趣味にしているなかで、インドネシアの日本人が誰も踏み入れない過疎地でチョコレートの原料のカカオ豆を栽培している場所に出会います。そこで、目にしたのは、過酷な労働に従事しながら生活苦に喘いでいる村民の姿で、それを見た吉野さんは、社会の不条理や不公平に憤りを覚え、エリート社員の地位を捨てて、地元の村民とともに生活しながら効率的な栽培法や収穫方法を考え、しかもそのカカオ豆を使ったチョコレートメーカーを京都で起業しました。数年後には国際的な品評会で最優秀賞を獲得し、インドネシア産のカカオ豆が高額で取引されるようになりました。Dari K（ダリケー）というブランドです。吉野さんは、表面的な華やかな人生の裏に苦労や苦悩があったことを吐露しながら、これまでの3回のターニングポイントにおける人との出会いのなかで、自らの人生の岐路があったことを語り、中高生にも人生のターニングポイントとなるような出会いが必ずあり、そのために挑戦心を忘れないことの大切さを強調されていました。吉野さんの最初のターニングポイントはお母さんの一言で、その後のターニングポイントの出会いはいンドネシアの現地人でした。私も、常々出会いが人生を変えるということを実感しており、普段からポジティブな姿勢でいることが大事だと子どもたちに話しています。

本基金の支援で、子どもたちがひとつでも多くの出会いに恵まれ、夢を追いつけてくれることを期待しています。



社会起業家 吉野慶一さん



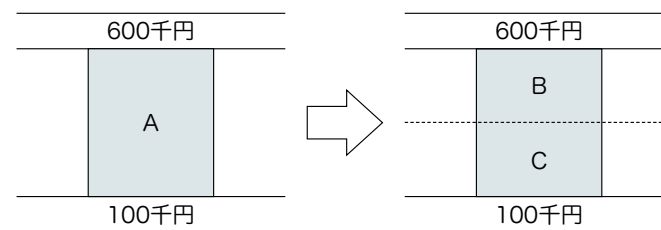
一つの不動産なのに、分筆(分割)によっては、相続税評価が異なる事案

税理士に聴く

税理士法人日本経営 税理士 東 圭一



過去に相続セミナーに参加された甲氏から相談がありました。



1. 甲氏は、現在〇〇市（三大都市圏外の市街化区域）にA土地（地積500㎡ 生産緑地の指定なし）を所有（畑作として利用）している。

甲氏自身も高齢で相続のことも考えると心配になり、不動産業者にA土地の利用について相談したとのことでした。甲氏が、不動産業者に提示した条件は、下記のとおりです。

条件1）高齢なので、大きな借金も背負いたくない。

条件2）年金だけでは、心もとないので、多少の現金収入も欲しい。

条件3）長男が地元に戻ってきたときに、有効に活用できるように、更地にしておきたい。

そこで、不動産業者からの提案として2つの案が、提示されたとのことでした。

第1案 A土地を第三者に資材置場として賃借したい法人を紹介できるので、賃貸してはどうか。

第2案 A土地を「B土地」と「C土地」に分筆（分割）し、B土地を月極駐車場、C土地を今までどおり畑として使用するのはいかがでしょうか。なお、B土地・C土地に分筆（分割）しても、どちらも将来建築確認が取れるので、長男が将来自宅を建築することもできる。

甲氏は、第1案でも良いと思っているが、甲氏の妻が、永年畑を世話してきたので、すぐに畑を辞めることに消極的なので、悩んでいるとのことでした。

これ以上の資料の提示がありませんでしたので、相続税の目線から、各土地の評価額を計算して提示しました（造成費は計算を簡単にするため考慮していません。）。

A土地	【地積500㎡ 容積率200% 間口距離25m 奥行距離20m】 600,000円×1.00(奥行価格補正率)+100,000円×1.00(奥行価格補正率)×0.02(二方路線影響加算率)=608,600円 608,600円×500㎡=304,300,000円
B土地・C土地	【地積250㎡ 容積率200% 間口距離25m 奥行距離10m】
B土地	600,000円×1.00(奥行価格補正率)×250㎡=150,000,000円
C土地	100,000円×1.00(奥行価格補正率)×250㎡=25,000,000円
B土地・C土地合計	150,000,000円+25,000,000円=170,000,000円

第1案では、A土地の相続税評価額は、304,300,000円であり、分筆後のB土地・C土地の相続税評価額の合計は、170,000,000円になります。評価額の差額は、134,300,000円となります。

第1案と第2案での差は、正面の路線価600,000円の及ぶ範囲が異なるからです。

第1案では、土地Aの地積500㎡全体に及ぶのに対して、第2

案は、土地Bの地積250㎡に及び土地Cには、及んでいないのです。

2. 甲氏から、「B土地及びC土地を長男が単独で相続しても、長男がB土地を、妻がC土地を相続しても同じ結果となりますか」という質問を受けましたが、同じになります。相続税の土地の評価には、評価単位という考え方があります。

例外もありますが、原則的には、地目別に評価します。A土地は、資材置場として整地すれば、登記の地目は「畑」から「宅地」に変わることになります。地目は「宅地」1つなので、A土地の評価単位は1となります。一方、B土地は月極駐車場として賃貸するために整地するので、登記地目はA土地と同じ「宅地」であり、C土地の登記地目は「畑」となり評価単位は2つとなります。相続税における土地の評価は、評価単位ごとに算定されるので、今回の場合には、同じ結果になるのです。

通常不動産の取引で売価を査定するときには、評価単位という概念は考えないのですが、相続税を計算する上では、極めて重要な概念になります。

3. 甲氏から、過去税理士に、いくら分筆をしても、土地の評価に影響しないと聞いた覚えがあるので、大丈夫でしょうかという質問がありました。

確かに、国税庁の質疑応答には、著しく不合理な分割が行われた場合は、実態に則した評価が行えるよう、その分割前の画地を「1画地の宅地」として評価すると記載されています。

ここでいう「著しく不合理な分割」とは、「無道路地、帯状地又は著しく狭い画地を創出するなど分割後の画地では現在及び将来においても有効な土地利用が図れないと認められる分割をした場合」とあり、簡単にいうと、分筆（分割）後の土地には、家が建たないような場合と考えて良いと思います。相続税評価額が減少するような分筆（分割）を指すのではないです、と説明しました。

4. 今回の甲氏からの相談は、一概に相続税評価額の違いだけで決められるものではありません。

相続税の土地評価については、「評価単位」という考え方があり、相続開始後であっても、遺産分割の方法によっては相続税の負担が変わります。

5. 注意

今回の事案は、私が実際に相談を受けた内容を分かりやすくするために、かなり前提条件・数字を変えています。また、評価単位の判断は、例外も存在しますし、土地の活用については、検討する項目も多岐にわたるので、実行する場合には、弁護士・税理士・会計士などの専門家に相談してください。

日本経営グループ 税理士法人日本経営

TEL 06-6868-1192

〔担当：東（あずま）〕

事業承継、信託、組織再編税制、国際税務、企業再生、不動産活用、M&A、IPO支援 など



譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律

弁護士 戀田 剛



1 はじめに

令和9年末頃までに、「譲渡担保」と「所有権留保」に関する新法が施行されます。これらは、裁判例の蓄積によって形成されてきた担保であり、これまで法律に規定がありませんでした。法律に規定がある担保には、抵当権や質権がありますが、抵当権は、不動産を対象とするものであり、工場内の工作機械や在庫商品といった営業用動産には使えません。また、質権は、動産を担保とすることができますが、「質に取る」の言葉どおり、当該物の占有が担保権者に現実に移転する必要があり、債務者の手元にないと活用できない営業用動産にはやはり使い難いものです。こういった理由から、取引実務では、現実の占有移転を行わずに物の権利のみを移転しておく「譲渡担保」が広く用いられてきました。また、「所有権留保」とは、動産についての売買等の契約で、その代金が完済されるまで、その動産の所有権を買主側に移転させずに留保しておくもので、典型的には自動車販売の場面で利用されています。

もっとも、法律に定めがないため、これらの担保権が競合した際の優劣関係や、いざ担保権を実行、すなわち物を売却して金銭化し、担保権者が優先弁済を受けようとする際の手続が明確でない等の問題があったため、これらの法整備を行ったのが新法です。今回、紙幅の関係もあり、動産譲渡担保契約に限って概要をご紹介します。

2 動産譲渡担保契約とは

譲渡担保契約とは、金銭債務を担保するため、動産、債権その他一定の財産を、債権者に譲渡する内容の契約です。担保権者は、担保とする動産（以下「担保動産」といいます。なお、債権譲渡担保については割愛します。）の権利を譲り受けておき、債務不履行があればその物を処分等して、そこから優先弁済を受けることができます。判例は、個別の動産だけでなく、工場内の在庫のような集合物についてまとめて譲渡担保を設定することも認めており、新法もこれを明文化しました（後記4）。あくまでも担保であり完全な所有権を取得する訳では

ないので、担保権者は、新法に定める実行手続によらなければ、担保動産を勝手に処分することはできません。ただ、抵当権等では、担保権を実行するためには費用・時間のかかる裁判所の競売手続によることとなりますが、譲渡担保権は、裁判所が関与しない「私的実行」ができる点が特徴です（後記5）。

3 対抗要件に関する新たなルールについて

- (1) 譲渡担保は、上記2の譲渡担保契約を締結することで設定されますが、新法では、その対抗要件につき、新たなルールを設けています。
- (2) ここで対抗要件というのは、第三者に対して、権利の移転を主張するために備えるべき要件のことをいい、不動産であれば登記、動産であれば引渡しです。
例えば、Aさんが持っている土地Xを、BさんとCさんにそれぞれ売ってしまったとします。土地Xは一つしかないで、BさんとCさんの間で取り合いになります。このとき自分こそが土地Xの所有者であると相手方に権利を主張するためには、相手より先に土地Xについての登記名義を備えなければなりません。
このように、権利が競合する者との関係で、その優先関係を決めるために備えるべきものが対抗要件であり、これは担保設定についても基本的に同様です（売買ではなく、B、Cがそれぞれ土地Xについて抵当権者として登記された場合、抵当権設定登記をした順に、1番抵当権者、2番抵当権者と、その優先関係が決まります。）。

上記のとおり動産の対抗要件は「引渡し」であるところ、現実には当該動産を移動させる方法や、不動産のような登記（動産譲渡登記ファイルで公示されます。）という方法があるほか、元々その動産を所持していた人に所持させたまま、以後は代わりに所有者のために持っておいてもらうことを合意する方法も認められており、これを「占有改定」といいます。

冒頭の説明のとおり、債務者の営業用動産への担保設定は、占有改定で対抗要件を備えることが一般的です。ただ、占有改定は、担保設定の有無が外見上はっ

きりせず、融資を検討する側からすると、既に第三者の担保が設定されているかもしれないという疑念が拭えないため、在庫等を担保とした資金調達が困難となることが問題視されていました。

- (3) 動産譲渡担保も、一つの動産に重複して複数の担保設定ができ、その順位は引渡しの前後によることが明文化されましたが、新法は「占有改定劣後ルール」を採用しました。

要するに、占有改定による方法と、占有改定以外の引渡し（動産譲渡登記ファイルへの記載も含みます。）による方法とで、二つの競合する譲渡担保が対抗要件を備えた場合には、たとえ時系列としては前者が先であったとしても、後者を優先する（占有改定は劣後する。）というものです。これは占有改定にかかる上記の問題点を踏まえたものです。

とはいえ、営業用動産について、担保権者への現実の引渡しを求めることは実際上困難であるため、今後は、動産譲渡登記ファイルの活用が重要となると思われます。

- (4) また、新法は、担保動産を購入するための代金債務やそれを立替えたことによる求償債務（以下「牽連性のある債務」といいます。）の担保については、より優先されるというルールを定めました。これは所有権留保でも同様です。

例えば車の売買契約において、当該車について、売買代金を完済するまで販売店に所有権を留保したり、購入代金を立替払いした信販会社に譲渡担保が設定された場合、その後、当該車に譲渡担保が設定され、占有改定以外の方法で引渡しを受けた譲渡担保権者が現れたとしても、販売店や信販会社は優先されます（但し、被担保債権の中に牽連性のある債務以外の手数料債務等も含まれる場合、その部分はこの限りではありません。）。

これは、売主が債務者にその動産を売却したからこそ、当該動産は債務者の財産に加わったのであるから、当該売却代金については、他の担保権よりも優先して回収されるべきという考えに基づきます。

4 集合動産譲渡担保について

一定の特定された範囲（動産特定範囲）に属する在庫等の集合体にまとめて譲渡担保を設定することも可能です。商品一つ一つに担保を設定することもできますが、設定作業が煩雑ですし、在庫は日々売却されては新たに搬入されていく、いわば新陳代謝していくものですので、個別の担保設定は現実的ではありません。そこで判例も、集合動産譲渡担保を認めており、新法はこれを明確にし

ました。特徴として、このような集合物は日々入れ替わっていくことが想定されるため、担保設定時に動産特定範囲内に存在した動産は勿論のこと、設定後、新たに当該範囲に加入された動産にまで譲渡担保の効力は及びます。

また、担保を設定した債務者は、営業活動を通じて特定範囲内の動産を売却する権限が基本的に認められますが、不当に安く売るとか一斉売却する等、担保権者の利益を害することを知らずに行った処分は無効とされずし、担保権者が把握している集合物の価値を毀損しないように維持する（売るばかりではなく減った分は補充する等の）義務を負います。

5 担保の実行方法について

動産譲渡担保では、被担保債権が履行期までに返済されなければ、手間暇のかかる裁判所の手続によらず、私的実行により優先弁済を受けることができる点が特徴です。私的実行の方式には、担保動産を担保権者自ら取得することで回収する「帰属清算」と、第三者に売却してその売却代金から回収する「処分清算」の二つがあります。

具体的な手順としては、（処分清算の場合は、まず第三者への譲渡を行った上で）いずれも設定者に対し、担保実行する旨の通知（単に弁済に充てるというだけでなく、担保動産の評価額や被担保債権の額等を伝える必要があります。）を行い、通知日から起算して2週間の経過、又は、担保権者又は第三者に担保動産を譲り渡した日のいずれか早いほうの日に、担保動産の価額の限りで、被担保債権に充当されます。

あくまでも担保である以上、担保権者が被担保債権を超えた額を回収することは正当化されませんので、もし担保動産に高い価値があつて被担保債権の額を超える場合、担保権者は差額を清算金として返還する義務を負い、債務者は清算金の支払を受けるまで担保動産の引渡しを拒むことができます。

また、担保動産は通常、債務者の手元に存在することもあり、担保権者は、実行するにあたって必要な担保動産の引渡しや、実行後の引渡しを求める裁判の申立てができることも、新法で規定されました。

6 まとめ

以上が、動産譲渡担保に関する新法の概要です。基本的に判例法理を維持しつつも、新たに創設されたルールもあり、ABLやファクタリング等の金融実務に、今後どのような影響を及ぼすか、大変興味深いところです。

改正法

2

令和8年施行の主要な労働関係法改正について

弁護士 深谷 祐



令和8年は、企業の人事労務実務に大きな影響を与える複数の法改正が施行されます。

今回の改正は、単なる制度変更にとどまらず、「人的資本経営」や「多様な働き方への対応」、「安全配慮義務の拡張」といった近年の社会的要請を背景としている点に特徴があります。

以下では、令和8年施行が既に確定している主要な労働関係法改正について、その概要と実務上の留意点を整理します。

1 労働安全衛生法・作業環境測定法改正（段階施行）

労働安全衛生法及び作業環境測定法改正が、複数の施行日に分けて段階的に施行されます。

(1) 令和8年に施行されるものについてみると、まず、1月1日に、特定自主検査制度等に関する不正防止措置が施行されました。

具体的には、フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、技能講習修了証やこれと紛らわしい書面を不正に交付することを禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

(2) 次に、4月1日には、フリーランスや一人親方などの個人事業者等に対する安全衛生保護拡大に関する改正が施行されました。

従来の労働安全衛生法は、「労働者」を中心とした保護法制であり、請負や委託の形態で働く者については、必ずしも十分な保護対象となっていないでした。

今回の改正では、(特定)元方事業者(発注者)が、混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇

用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

特に建設業、物流業、製造業等、従前、実態として労働者に近い立場で働く個人事業者が多くかわっていた業界では、元請・発注者側の安全管理責任が実質的に拡大する点に注意が必要です。請負契約であっても、現場全体の安全配慮義務が重視される方向に進んでいます。

(3) また、同じく4月1日には、化学物質規制の一部も施行されました。

具体的には、化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS)について、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

(4) さらに、10月1日には、個人ばく露測定制度等に関する改正が施行されます。

これにより、危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環

境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務づけられます。

2 女性活躍推進法改正(令和8年4月1日施行)

4月1日には、女性活躍推進法の改正も施行されました。

今回の改正では、情報公表義務の対象企業が拡大され、これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに101人以上の企業に対し、女性管理職比率の公表が義務付けられました。

これにより、中堅企業にも本格的な人的資本情報開示が求められることになります。

また、今回の改正では、女性特有の健康課題への配慮も法律上明確化されました。職場におけるヘルスリテラシー向上のための研修会の開催等の取組、女性の健康上の特性に配慮した休暇制度の充実・柔軟な働き方の実現、健康課題を相談しやすい体制づくり等の取組が、企業の責務として位置付けられています。

そのため企業には、単なる数値公表にとどまらず、柔軟な働き方の整備や管理職教育を含めた実質的な職場環境改善が求められることになります。

3 在職老齢年金制度見直し(令和8年4月1日施行)

4月1日に、厚生年金保険法改正により、在職老齢年金制度の見直しが行われました。

具体的には、年金支給停止基準額が、現行の月額50万円超から62万円へ引き上げられます。

これにより、高齢者が一定程度高い給与を受けながら働いた場合でも、年金が減額されにくくなります。

近年は深刻な人手不足を背景に、高齢者雇用の重要性が高まっています。今回の改正は、65歳以降の就労促進を目的とするものであり、企業においても再雇用制度や賃金設計の見直しに影響を与える可能性があります。

4 障害者雇用率引上げ(令和8年7月1日施行)

7月1日には、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率が引き上げられました。

民間企業の法定雇用率は、2.5%から2.7%へ引き上

げられ、義務対象企業も拡大されます

従来は常用労働者40人以上の企業が対象でしたが、改正後は37.5人以上の企業が対象となります。

これにより、中小企業を含め、新たに雇用義務を負う企業が増加することになります。

障害者雇用については、単に法定雇用率を満たすだけでなく、職場定着や合理的配慮の実施が重要となっています。採用後の業務設計や支援体制整備、周囲の理解促進も含めた対応が必要となります。

5 カスタマーハラスメント、就活セクハラ対策の義務化(令和8年10月1日施行)

10月1日には、労働施策総合推進法等の改正法が施行されます。

この改正の中でも特に注目されるのが、カスタマーハラスメント対策の義務化です。

近年、顧客や取引先等による暴言、威圧的要求、長時間拘束、土下座要求、SNS投稿を示唆した脅迫的言動などが社会問題化し、従業員の精神疾患や離職につながる事例が増加していました。

今回の改正では、事業主に対し、顧客等による社会通念上許容される範囲を超えた言動から労働者を保護するため、必要な雇用管理上の措置を講じることが義務付けられます。

具体的には、相談窓口の設置、対応マニュアルの整備、被害発生時の報告体制構築、従業員研修の実施、管理職の教育、再発防止措置の実行、などが求められる見込みです。

また、同改正では、就職活動中の学生やインターン生等に対するセクシュアルハラスメント防止措置も義務化されます。採用面接やOB訪問等における不適切な言動への対策が、法的義務として明確化される点にも注意が必要です。

6 おわりに

令和8年施行の労働関係法改正は、単なる法令遵守にとどまらず、企業経営や人的資本戦略そのものに大きな影響を与える内容を含んでいます。

企業としては、法改正への形式的対応にとどまらず、実際の職場環境改善や組織体制整備を進めることが、今後ますます重要になると考えられます。



物流特殊指定等の改正について

弁護士 森田 愛鈴奈



1 はじめに

令和8年1月1日より、「下請代金支払遅延等防止法」(以下「下請法」といいます。)から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(以下「取適法」といいます。)へと改正がありました。

そして、下請法改正に伴い、取適法以外にも、物流特殊指定の改正、支払告示の新設がなされることとなりました。

今回は、下請法から取適法への変更と、これに伴い改正される物流特殊指定及び新設される支払告示について、ご説明いたします。

2 「下請法」から「取適法」へ

(1) 下請法改正の趣旨

冒頭で述べたとおり、下請法は、ここ数年の物価上昇と賃上げの機運が高まる中で、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を推進し、適正な企業間取引のあり方を構築すべく改正が行われ、取適法に名称が変更され、これまで下請事業者と呼ばれていた事業者は、中小受託事業者へと名称変更されました。

(2) 下請法改正の変更点

ア 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止の新設

中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する旨の規定が新設されました。

イ 手形払等の禁止

製造委託等代金の手形払が禁止されました。また、電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭(手数料等を含む満額)を得ることが困難であるものについては禁止されることとなりました。これらの方法による支払いは取適法上認められないことから、「支払遅延」に該当することとなります。

ウ 特定運送委託取引の追加

下請法下では発荷主から運送事業者への委託は適用対象外でしたが、改正により、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を新たな類型(特定運送委託取引)として追加し、取適法における規制対象が広がりました。

エ 従業員基準の追加

改正前は「親事業者」、「下請事業者」の該当基準が資本金の額のみであったことから、実質的には事業規模は大きいものの「親事業者」に該当しない場合があります。今般の改正により、従業員の基準が新たに追加され、資本金の額に加え、従業員数300人(一部の役務提供委託等の場合は100人)を基準として、取適法の適用の有無が判断されることになりました。

3 物流特殊指定の改正と支払告示の新設

(1) 物流特殊指定と支払告示

ア 物流特殊指定とは

物流特殊指定とは、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不正取引方法」の略称です。これは、荷主と物流事業者との取引に適用される不正取引方法として、公正取引委員会が指定しているものです。

イ 支払告示とは

支払告示とは、「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正取引方法」の略称です。これは、支払条件の一方的な設定に係る問題については、規模に係る要件を満たさない事業者間であっても、代金の支払者という地位を前提に支払の繰延べによる負担を押し付けやすいため、一部の事業者による負担を生じさせているという状況に鑑み、取適法2条6項に規定する製造委託等の取引において委託事業者よりも取引上の地位が劣っている受託事業者に対する委託事業者の禁止行為として、物流特殊指定と同様に、公正取引委員会が新たに指定したものです。

(2) 改正及び新設の趣旨

下請法が改正され、取適法が施行されたことにより、

取適法適用対象の取引については、価格転嫁や支払条件の適正化が整備されました。しかし、適切な価格転嫁・取引適正化をサプライチェーン全体で定着させるためには、取適法適用対象の取引に限らず、サプライチェーン全体における取引の実態や商慣行にも広く目を向け、実効的な取組を実施することが必要であるとして、改正または規制の新設が検討されました。

(3) 改正又は新設の概要

ア 物流特殊指定の改正の概要

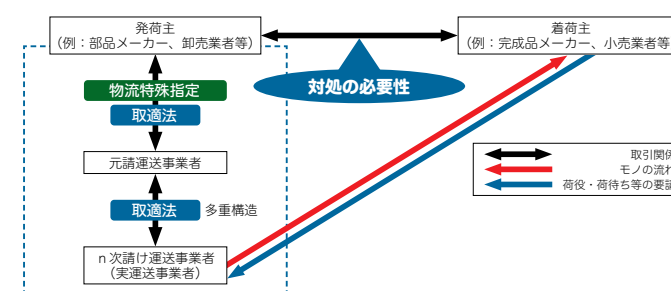
物流特殊指定が、以下のとおり改正されました。

現行法においては、発荷主と物流事業者の間の取引についてのみ、物流特殊指定又は取適法の適用により、規制が及んでいました。

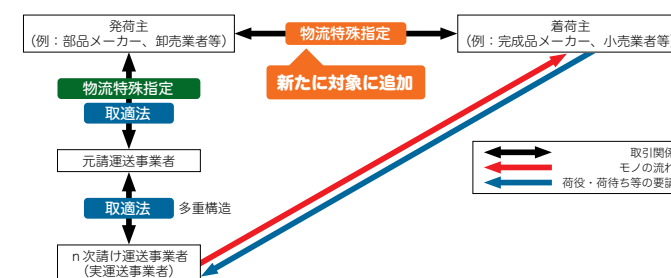
しかし、取適法及び現行の物流特殊指定の適用がない着荷主が、発荷主から委託を受けている物流事業者に対し、荷下ろしの場面において、発荷主と取り決めた取引条件にない契約外の荷待ち・荷役等を、運送事業者に対して要請する行為が問題となっていました。

そこで、物流取引において実運送事業者が被る不利益(契約外の荷待ち・荷役等)を防止するためには、着荷主に何らかの規制を及ぼす必要があると考えられました。そして、実運送事業者が被る不利益については、取適法で特定運送委託が追加されたことで、最終的には発荷主が負担することになることから、着荷主・発荷主間の取引を新たに規制対象とされ、事業規模が一定を超える着荷主(又は取引上優越した地位にある着荷主)が、事業規模が一定を下回る発荷主(又は取引上の地位が劣っている発荷主)と継続的な取引(物品の販売、製造請負、修理、

<現行法の適用範囲>



<改正後の適用範囲>



(公正取引委員会「優越的地位の濫用規制についての更なる実効的な取組」より)

情報成果物の作成請負)がある場合に、着荷主に物品を運送する事業者(運送事業者)に対して運送以外の経済上の利益の提供をさせ、又は運送内容の変更・やり直しをさせる等により、当該発荷主の利益を不当に害する行為が、新たな「不正取引方法」の行為類型として追加されました(左下図表参照)。

イ 新設される支払告示の概要

支払告示は、取適法2条6項に規定する製造委託等をした事業者が、取引上の地位が自己よりも劣っている事業者に対して製造委託等を行う場合は、正当な理由がある場合を除き、その給付又は役務提供を受領した日から起算して60日の期間経過後なお支払わない行為を不正取引方法に該当する旨告示しています(「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正取引方法」の運用基準)。

これにより、取適法の対象事業者以外であっても、優越的な関係があり、取適法上の製造委託等に該当する取引に該当する場合は、取適法と同様に、給付の受領日又は役務の提供日から60日以内の代金支払期日の規制が及ぶことになりました。

(4) 改正による影響

物流特殊指定の改正及び支払告示の新設により、製造委託等の取引においては、取適法の適用対象でない事業者についても、物流特殊指定又は支払告示の適用があれば、代金の支払期日の制限や不当な経済上の利益の提供要請の禁止などについては、取適法の適用がある場合と同様の対応を強いられることになるため、注意が必要です。

4 おわりに

以上のとおり、物流特殊指定が改正され、支払告示が新設されました。

物流特殊指定及び支払告示が適用されるためには、優越的地位にあることが要件となりますが、事業者自身は優越的地位にないとして認識していたとしても、当局や裁判所は優越的地位にあると認定することはあり得ますので、自己判断はリスクが高く、実務的には優越的地位にあるという前提で対応されることをお勧めします。

下請法から取適法に改正されたことで、取適法の適用があるかという点にばかり注意が向いてしまっていますが、たとえ取適法の適用がなくても、物流特殊指定や支払告示の適用があれば、制限を受けることになるため、事業者としては、これら全てを遵守する必要があります。

この記事では、改正の概要について記載させていただきましたが、個別の取引について、規制の適用の有無、具体的な対応等について、ぜひ、お気軽にご相談いただければと存じます。

「権利者不明の場合の裁定制度」と
「未管理著作物裁定制度」について

弁護士 甲斐 一真



1 はじめに

他人の著作物を無断で利用すると、ほとんどの場合、著作権侵害が成立します。

そのため、他人の著作物の利用を希望する場合は、その著作物の著作権者を探し出し、著作権者から利用許諾（ライセンス）を受ける必要があります。

しかし、他人の著作物の利用を希望し、ライセンスを受ける意向はあるものの、その著作権者を探し出すことが出来ない場合や、著作権者を探し出せたとしてもライセンスに関する著作権者の意向を確認できない場合があります。

上記のような状況について、これまでは、著作権法上、「権利者不明の場合の裁定制度」（著作権法67条）が設けられていましたが、裁定制度の適切かつ円滑な利用を実現するため、令和5年著作権法改正により、「未管理著作物裁定制度」（著作権法67条の3）が新たに導入され、令和8年4月より、その運用が開始されました。

本稿では、この「権利者不明の場合の裁定制度」と「未管理著作物裁定制度」について、簡単にご紹介します。

2 裁定制度の概要

「権利者不明の場合の裁定制度」と「未管理著作物裁定制度」は、いずれも著作権者の利用許諾を得ることなく、文化庁の裁定を受けることにより、補償金の支払いと引き換えに、著作物の適法な利用を行うことができる制度です。

「権利者不明の場合の裁定制度」と「未管理著作物裁定制度」は、いずれも、著作権者が不明の場合、又は、著作権者は判明しているものの連絡先が不明の場合には、共通して利用することができます（但し、後述のとおり、両者の間には手続き上の差異があります。）。

他方で、著作権者とその連絡先が判明し、利用許諾を求める旨の連絡をしたものの、著作権者から返信がなく、利用許諾の諾否に係る著作権者の意思が不明な場合には、「未管理著作物裁定制度」を用いるしかありません。

すなわち、利用を希望する著作物の著作権者を探索し

た上で、著作権者のメールアドレスが見つかったものの、例えばメールアドレスが廃止されている等でメールが届かない場合には、「権利者不明の場合の裁定制度」を利用することができますが、メールが届いているが返信がないという場合には、「権利者不明の場合の裁定制度」は利用できず、「未管理著作物裁定制度」のみが利用できることとなります。

3 「権利者不明の場合の裁定制度」と「未管理著作物裁定制度」の各手続

「権利者不明の場合の裁定制度」と「未管理著作物裁定制度」との間では、裁定の申請までに必要な手続きが大きく異なります。

(1) 「権利者不明の場合の裁定制度」について

権利者が不明であるとして、「権利者不明の場合の裁定制度」の裁定の申請を行うためには、著作権者の連絡先を探索するために、①「刊行物・その他資料の閲覧」、②「広く権利者情報を保有していると認められる者に対する照会」、③「公衆に対し広く権利者情報の提供を求める」、といった3つの手続を行う必要があります。

また、連絡先が不明であるとして、「権利者不明の場合の裁定制度」の裁定の申請を行うためには、上記手続き等により判明した著作権者の連絡先について、例えば、判明した連絡先が住所である場合は、書面を送付し、届け先住所不存在の連絡を受ける等が必要となります（電話番号であれば電話が繋がらないこと等、メールアドレスの場合は宛先不明による送信エラー等が必要となります。）。

上記の例のうち、住所が判明した場合に、届け先住所不存在とならず、書面の送付が完了してしまうと、たとえ返信がなくとも、連絡先が不明とはいえないため、「権利者不明の場合の裁定制度」の裁定の申請を行うことはできないこととなります。

なお、前提として、対象となる著作物が公表著作物等（権利者等により公表された著作物又は公表されているかどうかは不明だが、相当期間にわたり公衆に提

供又は提示されている事実が明らかである著作物）でない場合や、著作権者がその利用を廃絶しようとしていること（利用廃絶事実）が明らかな場合（発行された出版物を著作権者が回収している事実がある場合等）には、「権利者不明の場合の裁定制度」の裁定の申請を行うことはできません。

(2) 「未管理著作物裁定制度」について

「未管理著作物裁定制度」の裁定の申請を行う場合には、前提として、「権利者不明の場合の裁定制度」と同様に、①公表著作物等であること、及び、②利用廃絶事実がないことに加え、③JASRAC等の著作権等管理事業者により管理されていないこと、④利用の可否に係る意思表示がないこと、⑤連絡先の有無を確認すること、が必要となります。

上記④については、例えば、「文書が無断で転載又は複写することはお断りいたします。」といった記載や、「利用に関する申請はリンク先の申請フォームから行ってください。」といった記載がある場合、利用に係る意思表示があるといえるため、「未管理著作物裁定制度」を利用することはできません。

また、上記⑤について、連絡先が記載されていない、又は、国内の連絡先が記載されている場合は、「未管理著作物裁定制度」の対象となりますが、国外の連絡先情報のみが掲載されている場合は、その対象外となります。

加えて、上記⑤の連絡先の有無を探索するにあたっては、「権利者不明の場合の裁定制度」とは異なり、「著作物等の周辺の確認（書籍の場合は、表紙・奥付その他の紙面の確認等）」、「インターネット検索し、権利者のウェブサイト、権利者情報を掲載しているウェブサイトを閲覧」、及び、「分野横断権利情報検索システムの検索結果で確認すべきウェブサイトとして表示されたものを閲覧」し、合理的に確認できる範囲で探索することが必要であるとされています。

上記①～④を充たす場合であって、上記⑤により、連絡先が不明である場合は、「未管理著作物裁定制度」の裁定の申請を行うことができます。

他方で、上記⑤により、単にメールアドレス等の連絡先のみが記載されていることが判明した場合は、次に、当該連絡先に対して、利用を希望する旨を明示した上で連絡を行う必要があります。

上記の連絡に対して、届け先住所不存在により書面の送付が完了しない等の連絡先がつかない場合、又は、連絡はついたものの14日間応答がない場合、「未管理著作物裁定制度」の裁定の申請を行うことが可能となります。

(3) 両制度の違い

このように、「権利者不明の場合の裁定制度」と「未管理著作物裁定制度」では、著作権者の連絡先の探索のために必要とされる手続きと、連絡先のみが判明した場合の取扱い（前者は書面等が届かない場合等の連絡先が不明であることまでが必要である一方、後者は書面等が届いた場合でも、14日間応答がないことで足りる）について、大きな違いがあります。

4 補償金額の検討

上記の検討の上、「権利者不明の場合の裁定制度」又は「未管理著作物裁定制度」に基づく裁定の申請ができる場合、補償金額を計算した上で、「裁定補償金額シミュレーションシステムによる確認」、「過去の裁定事例による確認」又は「著作権等管理事業者への確認」のいずれかの方法により、その額及び計算方法の妥当性を確認し、これらを申請書に記載する必要があります。

5 裁定がなされた場合

これらの準備をした上で、文化庁に対して、裁定の申請を行い、無事に裁定がなされれば、指定補償金管理機関への補償金の支払いを行うことで、著作物の利用を開始することができることとなります。

なお、補償金の支払先である指定補償金管理機関については、公益社団法人著作権情報センター（CRIC）がこれに指定されています。

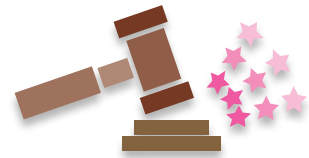
裁定がなされた場合には、裁定実績オンライン検索データベースにおいて、申請者の名称や住所（法人の場合）等が公表されます。

「未管理著作物裁定制度」については、「権利者不明の場合の裁定制度」とは異なり、著作権者が裁定の事実を知った場合、裁定の取消の請求を行うことができるため、この点には注意が必要です。

6 最後に

以上が、「権利者不明の場合の裁定制度」と「未管理著作物裁定制度」の概要です。より詳細な手続き等を確認したい場合には、文化庁「裁定の手引き（令和8年3月改訂版）」が公表されていますので、そちらをご確認ください。

最後に、弊所では、上記各裁定制度の申請代理を含む、知的財産関連業務を取り扱っておりますので、いつでもお気軽にご相談ください。



判例紹介

Case Law

相続回復請求の相手方である表見相続人は、真正相続人の有する相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても、当該真正相続人が相続した財産の所有権を時効により取得することができるかが争われた事例

最高裁判所令和6年3月19日第三小法廷判決

弁護士 久井 大輝



第1 相続回復請求制度

相続回復請求の制度は、表見相続人（外形上は相続人のように見えるものの、実際には相続権がない、又は真正相続人の相続権を侵害している者）が真正相続人（実際に相続権を有する者、すなわち本来相続財産を承継すべき者）の相続権を否定し、相続財産の目的たる権利を侵害している場合に、真正相続人が自己の相続権を主張して表見相続人に対してその侵害の排除を請求することにより、真正相続人の相続権を回復させようとする制度です。そして、民法884条は、「相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から20年を経過したときも、同様とする。」と相続回復請求権の消滅時効について規定しています。

本件では、かかる相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても、真正相続人が相続した財産の所有権を時効により取得することができるかが争われた事案です。時効取得の制度は、民法162条に定めがあり、これは、他人の物であっても、所有の意思をもって、平穩かつ公然に一定期間占有した場合に、その所有権を取得させる制度です。占有期間は原則として20年ですが、占有開始時に自己の物であると信じ、かつ、そのことについて過失がなかった場合には、10年で所有権を取得できるとされています。

第2 事案の概要

被相続人Bは、平成13年4月、甥であるY1及びA、

養子であるXに対し、遺産を等しく分与する旨の自筆証書遺言（以下「本件遺言」という。）を作成しました。被相続人Bは不動産（以下「本件不動産」という。）を所有していましたが、平成16年2月13日に死亡しました。被相続人Bの唯一の法定相続人であるXは、被相続人B死亡の翌日である平成16年2月14日以降、本件遺言の存在を知らず、本件不動産を単独で所有するものと信じて、所有の意思をもって本件不動産の占有を開始しました。その後、Xは平成16年3月、本件不動産について、相続を原因としてX単独名義の所有権移転登記をしました。

Y1は平成29年5月に本件遺言の存在を知り、平成30年8月28日の遺言書の検認を行い、平成31年1月、Y2及びY3が本件遺言の遺言執行者に選任されました。これに対し、Xは平成31年2月、Y1、Y2及びY3（以下「Yら」という。）並びにAに対し、本件不動産に係るY1及びAの各共有持分について、本件不動産の占有を開始した後、10年を経過したため、時効によって取得したとして、取得時効を援用する旨の意思表示をしました。

本件は、Xが、Yらに対し、本件遺言が無効であることの確認を求めるとともに、予備的に、本件遺言の無効確認が認められないとしても、本件不動産について、取得時効が完成しているため、YらのXに対するY1及びAへの持分移転登記請求権が存在しないことの確認等を求めた事案であり、Y1及びAの有する民法884条所定の相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても、Xが、Y1及びAが包括遺贈を受けた本件不動産の所有権（共有持分）を時効により取得することができるかどうかが主たる争点となりました。

第3 第1審及び原審の判断

第1審（東京地判令和3・1・14、金融・商事判例1718号27頁）、原審（東京高判令和4・7・28民集78巻1号75頁）ともに、Xは、Y1及びAの有する相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても、Y1及びAが取得した相続財産の所有権を時効により取得できるとして、Xの本件不動産の持分移転登記請求権不存在確認請求を認容しました。これに対し、Yらは、相続回復請求権は、相続権を侵害された相続人を保護するために特別に設けられたものであり、相続財産の回復に関して特別に設けられた民法884条の規定は、取得時効等の規定に優先すると解すべきであるとして、上告受理の申立てを行いました。

第4 最高裁の判断

最高裁は、「民法884条所定の相続回復請求権の消滅時効と同法162条所定の所有権の取得時効とは要件及び効果を異にする別個の制度であって、特別法と一般法の関係にあるとは解されない。また、民法その他の法令において、相続回復請求の相手方である表見相続人が、上記消滅時効が完成する前に、相続回復請求権を有する真正相続人の相続した財産の所有権を時効により取得することが妨げられる旨を定めた規定は存しない。

そして、民法884条が相続回復請求権について消滅時効を定めた趣旨は、相続権の帰属及びこれに伴う法律関係を早期かつ終局的に確定させることにある（昭和53年判例参照）ところ、上記表見相続人が同法162条所定の時効取得の要件を満たしたにもかかわらず、真正相続人の有する相続回復請求権の消滅時効が完成していないことにより、当該真正相続人の相続した財産の所有権を時効により取得することが妨げられると解することは、上記の趣旨に整合しないのというべきである。

以上によれば、上記表見相続人は、真正相続人の有する相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても、当該真正相続人が相続した財産の所有権を時効により取得することができるのと解するのが相当である。このことは、包括受遺者が相続回復請求権を有する場合であっても異なるのではない。したがって、Xは、

本件不動産に係るY1及びAの各共有持分権を時効により取得することができる。」と判示しました。

第5 解説

大審院判例は、明治民法の家督相続制度の下での家督相続回復請求権等について、その消滅時効を定めた規定が特別の時効期間を定めたものであることを理由に、表見相続人による取得時効の成立を否定していました。

これに対し、現行民法下の学説では、表見相続人による時効取得を肯定する見解が多数となっていました。その理由としては、相続回復請求権の消滅時効と所有権の取得時効とは制度目的や効果を異にする別個の時効であり、両者は併存して進行し得ること、また、民法884条の趣旨は相続をめぐる法律関係を早期に安定させる点にあるところ、取得時効を否定すると、かえって相続をめぐる争いを通常の所有権紛争よりも長期化することなどが指摘されていました。また、下級審裁判例も、表見相続人による取得時効を肯定するものと否定するものとに分かれていました。このような中で、本判決は、相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても、表見相続人が民法162条の要件を満たす場合には、相続財産の所有権を時効取得し得ることを認めたものです。

本件では、表見相続人であるXは、民法162条2項の10年の取得時効を主張していましたが、本判決の趣旨からすれば、同条1項の20年の取得時効を主張する場合にも、その射程が及ぶと考えられます。また、本判決は所有権以外の権利の取得時効について直接判断したものではありませんが、その理由付けからすれば、所有権以外の権利についても、取得時効が問題となる場面では、同様の結論が導かれる可能性があります。

以上のとおり、本判決は、相続回復請求権の消滅時効と所有権の取得時効との関係について、最高裁として初めて明確な判断を示したものであり、従来の大審院判例とは実質的に異なる立場を採ったものとして、理論上・実務上重要な意義を有する判決と言えます。

昨年夏は極めて暑く、今年も酷暑になると予想されています。この時に問題となるのが、熱中症であり、今回は、「熱中症」の予防と対策について述べたいと思います。

ヒトは恒温動物で、常に深部体温（体の中の温度）が37℃に保たれています。全身の細胞の中の酵素が活発に働き、生命維持活動を最も効率的に行うことが出来る環境からです。「熱中症」は、高温な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもることによって体温が上がり、様々な症状がみられる状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、場合によっては死亡することもあります。

同じ環境にいても、熱中症になる人とならない人がいます。特に注意が必要な人は、65歳以上の高齢者、肥満、持病（糖尿病、心臓病など）のある人、低栄養状態ではありますが、そうでない人でも体調不良（下痢、二日酔い、寝不足など）の場合には要注意です。

こまめに水分を補給することが大切で、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分を補給しましょう。また屋内で

は、エアコン、遮光カーテンなどで温度を調節すること、屋外では、日傘や帽子の着用、こまめな日陰での休憩も大切です。通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用し、保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、カラダを冷やすことも大切です。

熱中症の症状としては、めまい、立ち眩み、生あくび、大量の発汗、筋肉痛、こむら返りなどがありますが、もし自力で水が飲めない、意識が低下している場合には、救急車を呼ぶ必要があります。そして救急車到着まで、涼しい場所に移し、カラダを冷やすことです。

運動は健康を維持するために大切ですが、天気予報（特に熱中症警戒アラート）に注意し、炎天下での運動は避け、比較的涼しい時間帯（早朝、日暮れ後など）、場所（運動ジムなど）を選ぶようにしてください。

暑い夏を、熱中症になることなく、健康で乗り切って頂くことを切に願っています。



弁護士法人

梅ヶ枝中央法律事務所

- 大阪事務所／大阪市北区西天満4丁目3番25号
〒530-0047 梅田プラザビル4階
TEL 06(6364)2764 FAX 06(6311)1074
- 東京事務所／東京都港区西新橋3丁目6番10号
〒105-0003 マストライフ西新橋ビル302
TEL 03(5408)6737 FAX 03(5408)6738
- 京都事務所／京都市下京区室町通綾小路上る鶏鉾町480番地
〒600-8491 オフィスワン四条烏丸1002
TEL 075(353)5375 FAX 075(353)5374
- 南森町事務所／大阪市北区南森町2丁目1番23号
〒530-0054 藤原ビル503
TEL 06(7656)7568 FAX 06(7656)7569
e-mail: office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかに対応をさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

題 字：藤尾 政弘

表紙写真撮影者：氏家 真紀子

表紙写真撮影場所：宮古島 東平安名崎より

山田 庸男
t-yamada@umegae.gr.jp森 浩史
h-mori@umegae.gr.jp二宮 誠行
ninomiya@umegae.gr.jp三好 吉安
miyoshi@umegae.gr.jp河合 順子
j-kawai@umegae.gr.jp松嶋 依子
matsushima@umegae.gr.jp犬飼 一博
inukai@umegae.gr.jp森 瑛史
mori@umegae.gr.jp日下部太一
kusakabe@umegae.gr.jp柴田 大樹
shibata@umegae.gr.jp深谷 祐
fukaya@umegae.gr.jp古谷 彰務
furuya@umegae.gr.jp渡邊 雅文
m-watanabe@umegae.gr.jp大東 恭治
ohigashi@umegae.gr.jp西村 勇作
nisimura@umegae.gr.jp細川 敬章
hosokawa@umegae.gr.jp越知 寛子
ochi@umegae.gr.jp林 友宏
hayashi@umegae.gr.jp岩田 和久
iwata@umegae.gr.jp上杉 将文
uesugi@umegae.gr.jp戀田 剛
koida@umegae.gr.jp才木 晴幹
saiki@umegae.gr.jp森田 啓正
morita@umegae.gr.jp山内健太郎
k-yamauchi@umegae.gr.jp林 醇
a-hayashi@umegae.gr.jp中世古裕之
h-nakaseko@umegae.gr.jp増田 広充
masuda@umegae.gr.jp大森 剛
omori@umegae.gr.jp松尾 友寛
matsuo@umegae.gr.jp氏家真紀子
ujie@umegae.gr.jp渡部真樹子
watanabe@umegae.gr.jp甲斐 一真
kai@umegae.gr.jp松久 僚成
matsuhisa@umegae.gr.jp久井 大輝
hisai@umegae.gr.jp森田愛鈴奈
e-morita@umegae.gr.jp

未来にひろく きずな育英基金

TEL 06-6364-2802 <https://kizuna-ikuei.or.jp/>

事務局／〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 公益財団法人 きずな育英基金

振込口座

□三菱UFJ銀行
□池田泉州銀行
□ゆうちょ銀行

大阪中央支店
堂島支店
四一八支店

普通預金 0175756
普通預金 106036
普通預金 4878695

財) きずな育英基金 ざい) きずないくえいきん
財) きずな育英基金 ざい) きずないくえいきん
財) きずな育英基金 ざい) きずないくえいきん